

○国土交通省告示第五百九十二号

建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号）第二十条第二号イ及び第三号イの規定に基づき、建築物の構造方法が安全性を有することを確かめるための構造計算の方法を定めるこの告示を制定する。

平成十九年五月十八日

国土交通大臣 冬柴 鐵三

建築物の構造方法が安全性を有することを確かめるための構造計算の方法を定める件

建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号）第二十条第二号イ及び第三号イの規定に基づき、建築物の構造方法が安全性を有することを確かめるための構造計算の方法を次のように定める。

一 建築基準法施行令（昭和二十五年政令第三百三十八号。以下「令」という。）第三章第八節に規定する基準に従った構造計算は、次のイからハまでに定めるところによるものとする。

イ 令第八十二条各号、令第八十二条の二、令第八十二条の四、令第八十二条の五（第二号、第三号、第五号及び第八号を除く。）及び第八十二条の六の規定による構造計算又はこれと同等以上に安全性を確かめることができるものとして国土交通大臣が定める基準に従った構造計算を行う場合にあつて

は、固定モーメント法、たわみ角法その他の解析法のうち荷重及び外力によって建築物の構造耐力上主要な部分その他の部分に生ずる力及び変形を当該建築物の性状に応じて適切に計算できる方法を用いること。

ロ 令第八十二条の三並びに令第八十二条の五第二号及び第八号の規定による構造計算又はこれと同等以上に安全性を確かめることができるものとして国土交通大臣が定める基準に従った構造計算を行う場合にあっては、増分解析若しくは極限解析による方法又は節点振分け法その他の解析法のうち荷重及び外力によって建築物の構造耐力上主要な部分に生ずる力及び各階の保有水平耐力その他の耐力を当該建築物の性状に応じて適切に計算できる方法を用いること。

ハ 令第八十二条の五第三号及び第五号の規定による構造計算を行う場合にあっては、増分解析による方法を用いるものとし、これと同等以上に安全性を確かめることができるものとして国土交通大臣が定める基準に従った構造計算を行う場合にあっては、増分解析法その他の解析法のうち荷重及び外力によって建築物の構造耐力上主要な部分に生ずる力及び変形並びに各階の保有水平耐力その他の耐力を当該建築物の性状に応じて適切に計算できる方法を用いること。

二 前号に定める構造計算を行うに当たって、実験その他の特別な調査又は研究の結果に基づく部材又は架構その他の建築物の部分の耐力算定式又は構造計算上必要となる数値を用いる場合にあつては、当該耐力算定式又は数値が建築物の性状に応じて適切であることを確かめるものとする。

#### 附 則

この告示は、平成十九年六月二十日から施行する。